

茨城県の最低賃金

地域別最低賃金

件名	最低賃金額	効力発生效年月日	適用範囲
	時間額(円)		
茨城県最低賃金	713	平成25.10.20	茨城県内の事業所で働くすべての労働者

特定(産業別)最低賃金

適用除外(特定(産業別)最低賃金を適用せず茨城県最低賃金を適用する労働者)

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
(3) 清掃、片付けの業務に主として従事する者 (4) 下表の備考欄の適用除外業務に従事する者

主要な経済活動が適用範囲に掲げる産業に分類される純粋持株会社は、当該適用範囲に含まれます。
件名及び適用範囲は、日本標準産業分類によります。

産業名	最低賃金額	効力発生效年月日	適用範囲	備考(適用除外等)
	時間額(円)			
鉄鋼業	818	平成25.12.31	茨城県内の鉄鋼業の事業所で働く労働者	手作業による製品の洗浄又は包装の業務に主として従事する者については、茨城県最低賃金を適用する。
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	798	平成25.12.31	茨城県内のはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業のいずれかの事業所で働く労働者 ただし、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、繊維機械製造業(毛糸手編機械製造業(同附属品製造業を含む)を除く)、包装・荷造機械製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所で働く労働者を除く。 並びに、業務用機械器具製造業のうち、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所で働く労働者を除く。	次に掲げる業務に主として従事する者については茨城県最低賃金を適用する。 イ 賄いの業務 ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務 ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務
計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	793	平成25.12.31	茨城県内の計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所。並びに電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業のいずれかの事業所で働く労働者。ただし、下表の電気機械器具製造業最低賃金が適用される労働者を除く。 また、測量機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所で働く労働者を除く。	
各種商品小売業	767	平成25.12.31	茨城県内の各種商品小売業の事業所で働く労働者 なお、各種商品小売業とは、衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、そのいずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所をいう。 (百貨店・総合スーパー・よろず屋等)	

産業名	時間額/日額(円)	効力発生效年月日	適用範囲	備考(適用除外等)
一般機械器具製造業(繊維機械製造業を除く。)	726 5,805	平成11.12.31	茨城県内の生産用機械器具製造業のうち包装・荷造機械製造業、ロボット製造業の事業所で働く労働者	茨城県最低賃金適用業務 イ 賄いの業務 ロ 手作業による小物部品の包装若しくは箱入れ又は製品の洗浄若しくはバリ取りの業務 ハ 主に、卓上において操作が容易な手工具又は小型手持電動工具を用いて行う組線、巻線、組付け又は取付けの業務
電気機械器具製造業	723 5,786	平成11.12.31	茨城県内の電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、及び電子部品・デバイス・電子回路製造業のうち電球製造業、医療用電子応用装置製造業、一次電池(乾電池、湿電池)製造業、ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業、その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業、音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業の事業所で働く労働者	

注意

- (1) この表の茨城県最低賃金額未満で労働者を使用した場合、最低賃金法違反となりますのでご注意ください。
(2) 最低賃金は、常用、臨時、パートタイマー、アルバイトなど、雇用形態や呼称に関係なく全ての労働者と、その使用者に適用されます。
(3) 派遣労働者については、派遣先の事業所に適用されている最低賃金額が適用されます。
(4) 最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われる賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象になります。

臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
精皆勤手当、通勤手当、家族手当

- (5) 月給制の場合は、右の計算式によって比較します。 $\frac{\text{月給額} \times 12 \text{ヶ月}}{\text{年間総所定労働時間}}$ 最低賃金額(時間額)
(6) 日給制の場合は、右の計算式によって比較します。 $\frac{\text{日給}}{\text{1日の所定労働時間}}$ 最低賃金額(時間額)

必ずチェック 最低賃金！ 使用者も 労働者も

茨城労働局労働基準部賃金室 029 224 6216

水戸労働基準監督署	029 226 2237	古河労働基準監督署	0280 32 3232
日立労働基準監督署	0294 22 5187	常総労働基準監督署	0297 22 0264
土浦労働基準監督署	029 821 5127	龍ヶ崎労働基準監督署	0297 62 3331
筑西労働基準監督署	0296 22 4564	鹿嶋労働基準監督署	0299 83 8461